

信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催方法	時間
令和7年1月27日（月）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分

※令和6年12月の開催はありません。

2 年末年始の業務対応及び令和7年1月の受付日程について

◆◆年末年始の業務対応◆◆

令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）まで年末年始休暇となり、自治会館は閉館のため問合せ対応はできませんのでご留意ください。

令和6年12月審査分の返戻等通知の送信、郵送は以下のとおりです。

- ・伝送請求事業所：令和6年12月27日（金）夕方送信予定
- ・磁気媒体・帳票請求事業所：令和6年12月27日（金）発送予定

◆◆請求受付期間◆◆

1月請求分受付日程		1月1日 （水）	2日 （木）	3日 （金）	4日 （土）	5日 （日）	6日 （月）	7日 （火）	8日 （水）	9日 （木）	10日 （金）
請求 方法	インターネット伝送 （24時間受付）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵送・宅急便	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	○	○	○	○	○
	持参 （1～5日は閉館）	×	×	×	×	×	○※2	○※2	○※2	○※3	○※3

※1 1～5日は閉館のため、受け取りは6日以降

※2 受付場所：5階介護保険課 受付時間：午前8時30分～午後5時

※3 受付場所：1階受付会場 受付時間：午前8時30分～午後5時

3 「縦覧点検の手引き」の掲載について

令和6年度報酬改定に対応した「縦覧点検の手引き」を更新しましたので、介護給付費縦覧審査確認表の確認の際にご参照ください。

掲載：本会ホームページ＞介護事業所等のみなさまへ＞介護給付費請求の適正化に伴う点検業務（縦覧点検）

4 月途中で要介護度が変更になった場合の請求方法について

月途中で要介護度が変更になった場合の請求方法について、問合せの多い事例を掲載しますので、参考にしてください。

項番	質問	回答
1	月の途中で要介護（支援）状態区分が変更になった場合、どのように請求すればいいですか？	●請求明細書（居宅介護支援費、介護予防支援費以外） 被保険者欄に入力する要介護（支援）状態区分・・・変更後（月末時点）の要介護（支援）状態区分 サービスコード・・・変更前後それぞれの要介護（支援）状態区分に応じたサービスコード（同じサービスでも別のサービスコードで複数行に記載する場合があることに留意する） ●請求明細書（居宅介護支援費、介護予防支援費） 被保険者欄に入力する要介護（支援）状態区分・・・変更後（月末時点）の要介護（支援）状態区分 サービスコード・・・変更後（月末時点）の要介護（支援）状態区分に応じたサービスコード ●給付管理票 被保険者欄に入力する要介護（支援）状態区分・・・変更前後のいずれか重い方の要介護（支援）状態区分 ●支給限度基準額・・・変更前後のいずれか重い方の要介護（支援）状態区分に応じた支給限度基準額
2	月途中で要支援→要介護の変更があった場合、変更前と変更後、両方のサービスがある場合の請求方法を教えてください。	要支援の時にに行ったサービスは介護予防サービス明細書、要介護の時にに行ったサービスは介護給付費明細書の2枚を提出します。明細書に記入する要介護状態区分は、2枚とも月末時点となります。 ※月額報酬のサービスは、日割計算用のサービスコードを使用して、対象となる期間分の日数を請求します。 ※福祉用具貸与の場合、変更後（月末時点）の要介護度を記載し、1月分の請求を行うこととなります。 ※給付管理票は月末時点の支援事業所が作成します。
3	介護予防サービスを利用する被保険者が月途中から医療機関に入院し、入院中に区分変更の申請があり、要介護に変更となった場合、給付管理票はどこが作成するのでしょうか？（変更後、介護サービスの利用なし）	当該月の入院前に介護予防サービスの利用があるため、介護予防支援事業所が給付管理票・支援費を作成し請求を行います。
4	月途中で事業対象者から要介護1へ変更となり、小規模入所にて介護サービスを利用しています。事業対象者における総合事業サービスの利用もある場合、給付管理は、どこが行い、支援費はどのように請求するのでしょうか？	給付管理は、地域包括支援センターが行い、介護予防ケアマネジメント費にて請求します。
5	月途中で要介護2から要介護4へ変更となり、要介護4での介護サービスを受けていない場合、居宅介護支援費は、月末時点の要介護度にて請求するのか、居宅サービスを利用している実績の部分（要介護2）にて請求するのか、どちらでしょうか？	月末時点の要介護度にて請求します。

令和6年12月審査分の支払日は1月30日（木）、令和7年1月審査分の締め切りは1月10日（金）です。
なお、受付日程、12月審査分の返戻通知等の送信・発送日は、表面「2 年末年始の業務対応及び令和7年1月の受付日程について」のとおりです。